

### 業務の目的・意義

- 1 兵庫県では、「県政改革方針」においてPFIの導入を優先的に検討する方針を明示していること、また、これまで指定管理者制度の活用実績は多いものの、PPP/PFI手法の実績は多くない状況にあった。
- 1 そこで、本業務ではPFI手法の導入を決定した後の事業者選定までの段階を含め、事業所管課の職員が規程に基づき自律的にPFI手法導入等の検討を行えるよう、既存の優先的検討規程を改訂し、より実効性を向上させた「PFI導入に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定することを目的とする。

### 優先的検討規程の策定

- 1 PPP/PFI優先的検討規程を策定する際のポイントを ~ のとおり整理し、優先的検討規程素案の策定支援を行った。

<b>対象事業分野</b>	実現可能性の高い事業から着実に事業化に着手していくことを企図し、「公共施設等整備事業」を中心として設定。ただし、既存施設の大規模修繕については、ガイドラインに基づいた今後の県におけるPFI導入状況を踏まえ、対象の可否を検討することし、当対象外とした。
<b>対象基準（検討ルートに乗せる基準）</b>	PPP/PFIの導入効果が多く見込まれる事業から着実に事業化していくという県の方針及び職員の事務負担の観点も踏まえ、「施設整備費が10億円以上の事業（維持管理・運営に係る経費は除く。）」を中心とした。
<b>検討プロセスと庁内体制</b>	事業所管課が主体的に検討するが、制度を所管する県政改革課が財政課等の関係課との調整をサポートする体制とし、さらに、県政改革課、営繕、財政等の部課を含む庁内横断的な会議体が検討・意思決定に関わることで、円滑な検討・確実な意思決定を可能とした。
<b>民間事業者との情報共有・対話</b>	民間事業者等との直接の対話を通じて、導入の可能性や新しいアイデア、課題等に関する情報収集を図るため、簡易調査のステップにおいて、サウンディングの実施による官民対話の機会を設定。
<b>PFI手法の選択</b>	事業所管課の主体的な検討を促し、ガイドラインの実効性を確保するため、簡易調査の段階においては、検討するPFI手法として、各事業の特性に応じて最も適切な手法を選択することが望ましいとしながらも、全国的なPFIの導入実績状況を踏まえ、PFI-BTO及びサービス購入型を前提として検討を進めることも可能とした。ただし、サウンディング調査等において、民間事業者から別の手法による提案があった場合のほか、他団体で別の手法による導入事例がある場合等、より適したPFI手法又はPFI以外のPPP手法がある場合は、PFI-BTO及びサービス購入型に限らず検討を行えるとしており、柔軟に手法を検討することも可能とした。

- 1 県への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体における検討にあたっての留意点・課題等を、 のとおり整理した。

<b>検討対象及び検討手法の必要に応じた見直し</b> （PPP/PFI実績の蓄積状況を踏まえた既存施設の大規模修繕等の検討対象化、PFI-BTO以外の手法を含む積極的な検討への移行）
<b>検討対象案件を把握するための仕組みの導入</b> （事業所管課による検討実態把握方法の導入）

### 優先的検討規程に基づいた運用支援

- 1 兵庫県については運用支援の対象に該当する案件がないことから、運用支援は実施していない。

### 業務の目的・意義

- 1 三木市が、行財政運営の合理化及び健全化、並びに市民サービスの一層の向上に向けて、PPP/PFI手法の導入を検討していくために必要となる基本的な知識を整理するとともに、PPP/PFI手法導入を従来手法に優先して検討していくにあたり、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として「三木市PPP/PFI優先的検討方針（優先的検討規程）（案）」を策定する。

### 優先的検討規程に基づいた運用支援（中央公民館等施設複合化事業）

#### 事業概要

- 1 本事業は、中央公民館、市民活動センター、高齢者福祉センター、高齢者大学・大学院の機能面で類似する4施設、及び三木商工会館を集約化することで、利便性及び市民サービスの向上、施設稼働率の向上による効率的な運営管理、賑わいの創出を図ることを目的とする。
- 1 当目的を果たすにあたり、本事業では民間ノウハウ等の活用を図ることで、財政負担の縮減、工期短縮、民間施設の誘致等による賑わい創出、地域経済の活性化を期待する。

#### 支援内容

- 1 本事業への民活導入の可能性を検討（簡易な検討）するため、事業スキームの整理、民間事業者へのサウンディング調査を支援し、民間による創意工夫・ノウハウ発揮の余地、民間収益事業の成立の可能性について確認を行った。

#### 定性評価

- 1 中央公民館等の複合施設の整備にあたっては、PFIやDBM等の官民連携手法の導入が可能であり、一括発注による民間ノウハウ・創意工夫のもと、コスト削減も可能との民間事業者の意見を確認することができた。
- 1 民間収益事業については、施設整備を伴う独立採算による事業は困難であり、本事業に民間収益事業を含む場合は、当該収益事業の方向性によっては民間の参画が得られず、PPP/PFI導入が困難になるとの評価となった。

### 優先的検討規程の策定

- 1 PPP/PFI優先的検討規程を策定する際のポイントを ~ のとおり整理し、優先的検討規程素案の策定支援を行った。

<p><b>検討プロセスと庁内体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度所管課（優先的検討方針のとりまとめ部署）が、事業所管課による事業の発案状況及び本方針に沿った検討の開始を把握することによる、対象基準に該当する事業を漏れなく優先的検討の俎上に上げることが可能な体制</li> <li>• 事業所管課が中心となり検討、制度所管課が検討のサポートをする体制とすることで、円滑に検討が進むよう配慮</li> <li>• 全庁的な会議体である「推進本部等会議」が検討・意思決定に関わることで、円滑な検討・確実な意思決定が可能</li> </ul>
<p><b>民間事業者との情報共有・対話</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間事業者のノウハウを把握・活用できるよう、優先的検討のステップにおいてサウンディング等を実施し、民間事業者との対話の機会を設定</li> </ul>
<p><b>検討・評価事項と判断基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 庁内検討の段階である簡易な検討を効果的・効率的に実施するために、事業所管課が検討・評価する事項に加え、PPP/PFI導入を判断する基準を明確化</li> </ul>

### 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点

- 1 支援先への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体に参考となる取組・留意点を ~ のとおり整理した。

<p><b>事業発案の状況に合致した対象基準（検討ルートに乗せる基準）の設定</b></p>
<p><b>庁内体制の整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象基準に該当する事業を漏れなく優先的検討の俎上に上げることを可能とする体制</li> <li>・事業所管課による検討をサポートする体制</li> <li>・確実な庁内意思決定を可能とする庁内横断的な意思決定機関の関与を明確化</li> </ul>
<p><b>民間事業者との情報共有・対話</b></p>
<p><b>検討・評価事項と判断基準の整理</b></p>
<p><b>方針の定期的な周知と検討状況の把握</b></p>
<p><b>PPP/PFI手法導入に対する取り組みの発信</b></p>